

## 第1章 計画策定にあたって



## 1 計画策定の趣旨

本市の65歳以上の人口は、2020（令和2）年10月1日現在で16,214人となっており、年々増加しています。将来人口推計によると、高齢者数の増加傾向は2023（令和5）年までにやや鈍化する見込みですが、75歳以上の高齢者の割合は高まることが予想されています。そうした状況下では、介護サービス等の利用ニーズは今以上に高まるものと考えられるため、サービス提供体制の充実に加えて、介護予防等の取り組みの充実が今後ますます必要となってきます。さらに、ひとり暮らしや高齢者夫婦のみの世帯など、高齢者の家族構成を踏まえた施策の充実も必要となってきます。

本市では2018（平成30）年3月に「清須市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」を策定し、国が示した主なポイントである地域包括ケアシステムの深化・推進、介護保険制度の持続可能性の確保などを踏まえた施策を進めてきました。

第8期計画の国の基本指針には、2025（令和7）年だけでなく2040（令和22）年を見据えた基盤整備、地域共生社会の実現、介護予防・健康づくり施策の充実、国の認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進、介護人材確保及び業務効率化の取り組みの強化、災害や感染症対策に係る体制整備などを重視することが盛り込まれました。こうした、国の方向性等を踏まえつつ、「清須市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」を策定するものです。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、高齢者全体の保健・医療・福祉の施策全般を定める高齢者福祉計画と、介護保険事業についてそのサービス見込み量等を定める介護保険事業計画を一体的に策定するものです。

### 高齢者福祉計画

高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく計画であり、基本的な政策目標を設定するとともに、その実現のために取り組むべき施策全般を盛り込んでいます。

### 介護保険事業計画

介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定に基づく計画であり、要支援・要介護者の人数、介護保険の給付対象となるサービスの利用意向等を勘案し、介護保険の給付対象となるサービスの種類ごとの量の見込み等を定める等、介護保険事業運営の基礎となる事業計画であり、国の「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき策定するものです。

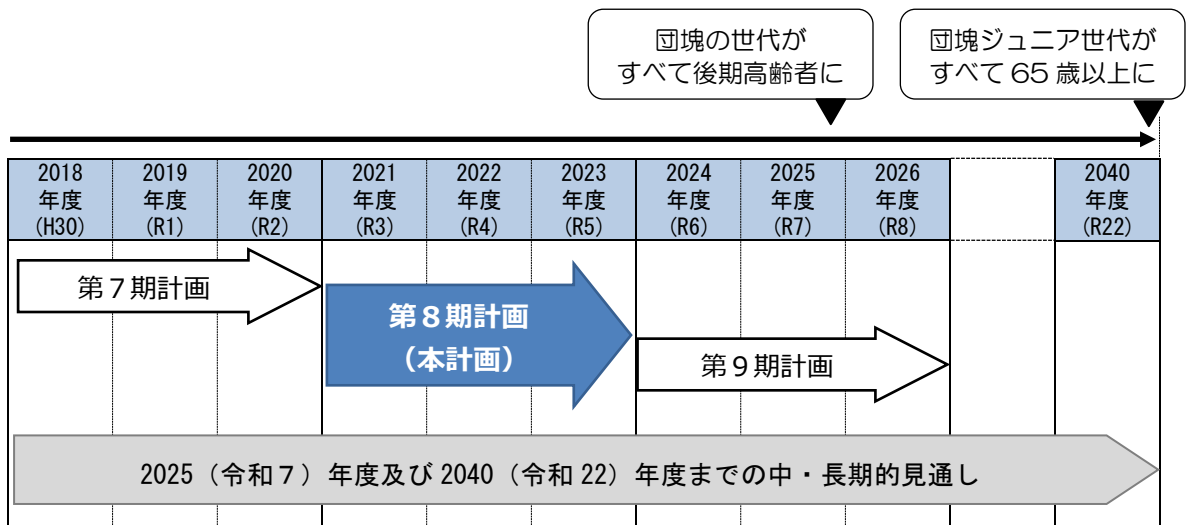
## 3 他計画との関係

本計画は、本市の最上位計画である「清須市総合計画」の個別計画として、高齢者福祉等を推進する計画であり、「愛知県高齢者健康福祉計画」や「愛知県地域保健医療計画」との整合性の確保とともに、障害福祉計画その他の関連計画との調和が保たれたものとしています。

## 4 計画の期間

本計画の期間は、2021（令和3）年度から2023（令和5）年度までの3年間とします。

また、この計画には、団塊の世代が75歳以上となる2025（令和7）年、団塊ジュニア世代が65歳以上になる2040（令和22）年までの中・長期的な見込みを記載しています。



## 5 第8期計画のポイント

国は、第8期の介護保険事業計画の策定にあたり、以下のような点を重視した基本指針を示しました。これらの点を踏まえ、本市が取り組む施策を検討し、本計画に盛り込みます。

### 2025年・2040年を見据えた計画づくり

第6期（2015年度～2017年度）以降の市町村介護保険事業計画は、2025（令和7）年までの地域包括ケアシステムの実現をめざす「地域包括ケア計画」として位置づけられてきました。第8期（2021年度～2023年度）計画も、この位置づけは変わりませんが、さらに現役世代が激減すると見込まれる2040（令和22）年の状況も念頭に置いた計画づくりが求められています。高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えた計画として策定することが必要とされています。

## **地域共生社会の実現**

高齢者福祉や介護に限らず、全ての人を対象とする概念として「地域共生社会の実現」が必要とされています。制度の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域で生活する人と人、人と社会がつながり、一人一人が尊重され、生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域共生社会の実現が必要とされています。本計画も、そうした視点を踏まえ、策定することが求められています。

## **介護予防・健康づくり施策の効果的な推進**

第8期計画では、これまで以上に自立支援、介護予防・重度化防止、介護給付の適正化などを計画的に進め、成果をあげることが求められています。保険者が、各種の事業の成果を適切に把握するとともに、給付の状況を把握する等、計画を中心とする PDCA サイクルによるマネジメントの実施が必要とされています。

## **認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進**

高齢化の進行とともに、認知症の人への支援が大きな課題とされています。認知症施策推進大綱等を踏まえ、認知症になっても自分らしく暮らし続けられることのできる社会をめざし、「共生」と「予防」を両輪とする認知症施策の推進が必要とされています。

## **災害や感染症対策に係る体制整備**

近年の災害発生状況や感染症の流行を踏まえ、必要な対策を講じることが必要とされています。防災や感染症対策に関する情報等の周知や研修の実施等、介護事業所の現場における対策の充実が必要です。また、災害や感染症の発生時に必要となる物資の備蓄や調達など、関係機関と連携した支援・応援体制の構築も必要です。